

鳥取県告示第709号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条の2第1項の規定に基づき、指定障害児入所施設を指定したので、同法第24条の18の規定により次のとおり告示する。

平成24年10月16日

鳥取県知事 平 井 伸 治

設置者の名称	主たる事務所の所在地	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	指定年月日	支援の種類
社会福祉法人 あすなる会	鳥取市川端四丁目 115	松の聖母学園	鳥取市白兎69	平成24年10月 1日	障害児入所支 援